

大東亞省の昭和十八年度滿洲開拓民

送出計畫要綱の決定

さきに関連決定を見たる滿洲開拓民送出の第二期五ヶ年計畫要綱については本欄既報の如くであるが、その第二年度たる昭和十八年度の實施要綱については昭和十七年十一月新設の大東亞省に於て左の如く決定發表せられた

昭和十八年度滿洲開拓民實施に

關する件

第一、方針

昭和十八年度に於ける滿洲開拓民の送出竝に之が實施に附帶する諸事項に就いては先に閣議で決定した滿洲開拓第二期五ヶ年計畫要綱に基きその第二年度としての事業の實行を圖るものとするも勞務、資金、輸送資材等各般の情勢に照應し具體的にその員數竝に各般の事項を策定するものとす

第二、要領

(一) 昭和十八年度に送り出す開拓民及び青年義勇隊の員數は左の如くすること

1. 開拓民 新規一五、〇〇〇戸(外に既定計畫に基くもの四、六八〇戸)

2. 青年義勇隊 一五、〇〇〇人昭和十八年度においてには特に左記項目につき改善刷新を圖ること

(二) 開拓民は二ヶ年以内に充實完了するものとし、二ヶ年にて充實を完了する開拓團の送出年度割は概ね初年度六割(先遣隊を含む)次年度四割とすること

(三) 集團開拓團は五十戸以上にて構成するものとし集合開拓團は之を廢止する

(四) 開拓團構成計畫の責任主體を市町村又は市町村の聯合體(場合により商工會議所又は郡農會を活用するものとす)とし各種補助金は綜合物に責任主體に交付すること

(五) 青年義勇隊訓練生の保護關係施設竝に保健衛生施設を充實すること

(六) 青年義勇隊訓練本部の借入金の償還につき考慮すること

(七) 女子青年の進出を促進すべき方策を講じ所要施設を整備充實すること

(八) 開拓團及び青年義勇隊指導員制度の刷新改善を圖り之が待遇改善を爲すこと

(九) 開拓地の建設を促進せしむるため入植適地調査を開拓民入植前々年度に完了しておくこととし昭和十年年度においては昭和十九、二十年年度入植所要地區の調査を實施すること

(十) 改良農法に依る積極的營農方法の指導普及に努むること

1. 北海道農法に依る改良農具の普及徹底を圖るため少くとも既入植開拓民五〇戸につき一組の割合をもつて之が交付を圖ること

2. 昭和十八年度以降入植する開拓民に對しては當初より改良農法を實施せしむる如く營農指導をなし且つ之に要する農具の整備を圖ること

3. 改良農法の積極的普及を圖るためこれが傳習機關として北方農業技術傳習所を設置し指導員、義勇隊及び一般開拓民中心となるべき人物に對しこ

れが技術の傳達を努むること

4. 開拓地營農の進展を圖るため日本馬を移植すると共に飼養管理の改善竝に病虛弱馬の保護の萬全を期すること

(十一) 開拓民及び青年義勇隊に對する訓練費、渡航費竝に開拓地施設費補助等については近時の物動事情等を參酌してこれが單價の引上げにつき考慮すること

(十二) 開拓保健團を設立し開拓地醫療機關を整備擴充すると共に豫防及び保健衛生施設の萬全を期すること

滿洲集團及び集合開拓農民送出戸數

竝に青少年義勇軍内原入所人員調

大東亞省の調による滿洲集團開拓農民及び集合開拓農民の第一次以降選出戸數竝に青少年義勇軍の内原入所人員を掲ぐれば左の如くである。

因に、集團開拓農民は昭和七年にその第一次選出を行つてより昭和十五年を以つて第十次を送出を了へ、現在昭和十七年度第十一次送出計畫を實行中である。

又、集合開拓農民とは分村を主體とする右集團開拓農民とは別に各村より集合送出せらるるもので最近に初まるものである。

左表數字は既に本誌本欄所報のものもあるが、(第二卷第七號參照)完全送出に概ね三ヶ年を要するための爾後の追加がある爲め、茲に第一次以降をも一括再掲することとする。